

名誉会員に関する内規

制 定：平成 17 年 9 月 8 日
最近改正：平成 19 年 3 月 31 日

第 1 条 日本心理臨床学会（以下本学会）は、会則第 5 条に基づき名誉会員の称号を贈るために、本内規を定める。

第 2 条 名誉会員は、満 75 歳に達し、本学会に 20 年以上正会員であった人とする。

第 3 条 会員の推薦または本人の申し出により、理事会で決定し、総会において報告する。

第 4 条 名誉会員は、翌年度からの会費納入義務はないものとし、翌年度からの年度会費および大会参加費を免除する。

第 5 条 名誉会員の会員資格・権利は全て正会員と同様のものとする。

第 6 条 本内規の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

附 則 本内規は平成 17 年 9 月 8 日より発効する。

附 則 本内規は平成 19 年 3 月 31 日より発効する。